

## 介護保険 利用料金表

※介護保険によるサービス利用料(1円未満切り捨て)=10.42(6等地:津市)×単位数  
 ※実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合がございます。

負担額単位:円

サービス内容		基本単位	負担額1割	負担額2割	負担額3割		
訪問看護	I 1(20分未満)	313単位	327	653	979		
	I 2(30分未満)	470単位	490	980	1,470		
	I 3(30分以上1時間未満)	821単位	856	1,711	2,567		
	I 4(1時間以上1時間30分未満)	1,125単位	1,173	2,345	3,517		
訪問看護	I 5(20分)	293単位	306	611	916		
	I 5×2(40分)	586単位	611	1,222	1,832		
	I 5・2超(60分)	791単位	825	1,649	2,473		
加算	夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時	25%加算				
	深夜訪問看護加算	22時～6時	50%加算				
	初回加算	初回の訪問看護を行った月	300単位	313	626	938	
	緊急時訪問看護加算	1回/月 同意を得た場合	574単位	599	1,197	1,795	
	特別管理加算Ⅰ	下記参照 1回/月	500単位	521	1,042	1,563	
	特別管理加算Ⅱ	下記参照 1回/月	250単位	261	521	782	
	複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師が訪問	30分未満	254単位	265	530	794
			30分以上	402単位	419	838	1,257
	複数名訪問加算Ⅱ	看護師と看護補助者が訪問	30分未満	201単位	210	419	629
			30分以上	317単位	331	661	991
	長時間訪問看護加算	1時間30分を超える訪問看護を行った場合(特別管理加算対象者)	300単位	313	626	938	
	ターミナルケア加算		2,000単位	2,084	4,168	6,252	
退院時共同指導加算	退院または対処にあたり在宅での療養上必要な指導を行った場合	600単位	626	1,251	1,876		

※ 特別管理加算Ⅰの対象になる方

在宅悪性腫瘍患者指導管理、または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
 気管カニューレ、または留置カテーテルを使用している状態

※ 特別管理加算Ⅱの対象になる方(抜粋)

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理などの指導管理を受けている状態

人工肛門、人工膀胱を設置している状態

真皮を越える褥瘡の状態

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ 訪問看護を利用するには医師の指示書が必要となります。病院で文書料金が請求されることになります。

※ 准看護師が訪問した場合には利用料金×0.9になります(加算は除く)。

## 介護保険(介護予防) 利用料金表

※介護保険によるサービス利用料(1円未満切り捨て)=10.42(6等地:津市)×単位数  
 ※実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合がございます。

負担額単位:円

サービス内容		基本単位	負担額1割	負担額2割	負担額3割		
予防訪問看護	I 1(20分未満)	302単位	315	630	944		
	I 2(30分未満)	450単位	469	938	1,407		
	I 3(30分以上1時間未満)	792単位	826	1,651	2,476		
	I 4(1時間以上1時間30分未満)	1,087単位	1,133	2,266	3,398		
予防訪問看護	I 5(20分)	283単位※ <sup>1</sup>	295	590	885		
	I 5×2(40分)	566単位※ <sup>1</sup>	590	1,180	1,770		
	I 5・2超(60分)	424単位※ <sup>1</sup>	442	884	1,326		
加算	夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時	25%加算				
	深夜訪問看護加算	22時～6時	50%加算				
	初回加算	初回の訪問看護を行った月	300単位	313	626	938	
	緊急時訪問看護加算	1回/月 同意を得た場合	574単位	599	1,197	1,795	
	特別管理加算Ⅰ	下記参照 1回/月	500単位	521	1,042	1,563	
	特別管理加算Ⅱ	下記参照 1回/月	250単位	261	521	782	
	複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師が訪問	30分未満	254単位	265	530	794
			30分以上	402単位	419	838	1,257
	複数名訪問加算Ⅱ	看護師と看護補助者が訪問	30分未満	201単位	210	419	629
			30分以上	317単位	331	661	991
	長時間訪問看護加算	1時間30分を超える訪問看護を行った場合(特別管理加算対象者)	300単位	313	626	938	
	退院時共同指導加算	退院または対処にあたり在宅での療養上必要な指導を行った場合	600単位	626	1,251	1,876	

※<sup>1</sup>指定介護予防訪問介護の利用を開始した月から起算して12月を超えて行う場合は1回につき5単位を減算いたします。